

新設合併と編入合併の比較

区 分	新 設 合 併	編 入 合 併
定 義	2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって新たな市町村を置くことで市町村数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村数の減少を伴うもの。
法 人 格	新たな法人格が発生する。	編入する合併関係市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称	新たに定める。	通常は編入する市町村の名称となる。
事務所の位置	新たに定める。	通常は編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長	合併関係市町村の長は、すべて失職する。	編入される合併関係市町村の長は、失職する。編入する合併関係市町村の長は、変わらない。
助役 収入役等の特別職	合併関係市町村の助役 収入役といった特別職は、全員失職する。	編入される合併関係市町村の特別職は、全員失職する。編入する合併関係市町村の特別職は在任する。
一般職の職員	合併関係市町村の協議により、引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならない。(合併特例法第9条第1項)	
議 会 議 員	原 則	合併関係市町村の議員は全員失職、合併市町村の法定定数による新たな議員の選挙を行う
	特 例	次のいずれかによることができる。 定数特例 (合併特例法第6条第1項) 設置選挙において、法定定数の2倍まで増加することができる。 在任特例 (合併特例法第7条第1項) 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、合併後2年を超えない範囲で在任することができる。
農 業 委 員 会 の 委 員 (合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合)	原 則	合併関係市町村の委員 (選挙による委員、選任による委員)は全員失職する。
	特 例	合併関係市町村の委員 (選挙による委員に限る。)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10人～80人の範囲で、1年以内の間、在任することができる。
条 例 ・ 規 則	合併関係市町村の条例・規則は失効する。(暫定条例について自治法施行令第3条参照)	編入される合併関係市町村の条例・規則は失効し、編入する合併関係市町村の条例・規則が適用される。